

化学物質管理強調月間のお知らせ

【化学物質強調管理月間とは】

近年、労働安全衛生法の改正があり、一部の化学物質について、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を事業者自らが適切に選択、実施すること(自律的管理)を基軸とする新たな規制が導入されました。

これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大し、化学物質管理の知見が必ずしも十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる必要があることから、厚生労働省では、今般、「化学物質管理強調月間」を創設しました。

【化学物質強調管理月間の取組事項】

現在、事業場において取り扱っている化学物質に関して、現行の管理方法で良いか、今一度お確かめください。

化学物質管理の総点検についてはチェックリストをご活用下さい。

チェックリストはこちら



【令和6年度のスローガン】

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

【実施期間】

令和7年2月1日から同月28日まで

令和7年の労働災害発生状況について(1月末)

注1)カッコ内は死亡者数 注2)死傷者数は休業4日以上のもの 注3)新型コロナウイルス感染症除く

	令和7年		令和6年		令和5年 (参考)		対前年比 増減数、増減率	
全産業	14		6		9	(1)	8	133.3%
製造業	5		3		4	(1)	2	66.7%
建設業	1		0		1		1	
運送業	2		1		0		1	100%
林業	0		0		0		0	
小売業	1		0		1		1	
社福祉	0		0		1		0	
旅館業	2		1		1		1	100%
その他	3		1		1		2	200%

【令和6年度 STOP！冬季労働災害プロジェクト】 へのご応募お待ちしております

【今年度の応募事例】

該当する対策の種類
ア 転倒 イ 墜落・転落 ウ 交通事故 エ 車機 オ 一酸化炭素中毒 カ その他 **ア**

取組内容
取組効果
など

タイトル(任意) 積雪時期の現場作業員の転倒防止対策

現場事務所及び休憩所の入口にグレーディング、人工芝マットを設置

入ログレーディングにて靴底の雪を除去、更に事務所・休憩所に入るまでの間に人工芝マットを設置する事で滑りにくくなります。

転倒防止に繋がりを、雪を持ち込まないことで入口手前の凍結防止にも効果があります。

詳細はこちら



【問合せ先】 高山労働基準監督署安全衛生課(0577 - 32 - 1180)